

2024年度町田市教育委員会

第6回定例会会議録

1、開催日	2024年9月18日		
2、開催場所	第二、三、四、五会議室		
3、出席者	教 育 長	小 池 慎一郎	
	委 員	後 藤 良 秀	
	委 員	森 山 賢 一	
	委 員	関 根 美 咲	
4、署名者	教育長		
	委 員		
5、出席事務局職員	学校教育部長	石 坂 泰 弘	
	生涯学習部長	白 川 直 美	
	教育総務課長	高 田 正 人	
	新たな学校づくり推進課長	田 中 茂 明	
	新たな学校づくり推進課担当課長	佐 藤 健	
	施設課長	田 中 功	
	施設課担当課長	来住野 彰	
	学務課長	高 野 徹	
	保健給食課長	林 啓	
	指導室長（兼）指導課長	大 山 聡	
	指導課担当課長	渡 辺 幹 博	
	指導課担当課長（統括指導主事）	末 原 久 志	
	教育センター所長	横 山 隆 章	
	教育センター担当課長（統括指導主事）	鈴 木 和 宏	
	生涯学習総務課長	西久保 陽 子	
	生涯学習センター長	川 瀬 康 二	
	図書館長	中 嶋 真	
	図書館副館長	竹 川 裕 之	

図書館担当課長

本 郷 剛

市民文学館担当課長

野 澤 茂 樹

(町田市民文学館長)

書 記

馬 目 拓 実

書 記

齊 藤 華 子

書 記

板 垣 有美子

速 記 士

帯 刀 道 代

(株式会社ゲンブリッジオフィス)

6、請願、提出議案及び結果

請願第1号	町田三中と山崎中の統合予定地を本町田小跡地にする計画を白紙に戻すことを求める請願	不 採 択
請願第2号	町田市の第一期からの統廃合計画の見直しと南成瀬小学校の存続を求める請願	不 採 択
請願第3号	スクールバスの導入を求め、状況が改善されない場合は6月請願採択に則り、町田市の第一期統廃合計画の延期を求める請願	不 採 択
請願第4号	まちだの新たな学校づくり推進計画において、子どもの意見表明の実施を求める請願に関する請願	不 採 択
議案第19号	学校支援ボランティア感謝状の被贈呈者の承認について	原 案 可 決
議案第20号	町田市民文学館条例施行規則の一部を改正する規則について	原 案 可 決
議案第21号	第7期町田市民文学館運営協議会委員の委嘱について	原 案 可 決

7、傍聴者数 16 名

8、議事の概要

午前9時58分

○教育総務課長 会議が始まる前でございますが、傍聴人の皆様にご案内とお願いがございます。静ひつな環境を確保し、円滑な会議運営のために、傍聴者の皆様は、教育長、係

員の指示に従っていただきますようご協力をお願いいたします。また、町田市教育委員会傍聴人規則第5条に基づき、会議中の撮影・録音は禁止といたします。定例会が開会いたしましたら、私語などにつきましてもご遠慮ください。会議の円滑な運営にご協力くださいますようお願いいたします。

午前10時00分開会

○教育長 ただいまから町田市教育委員会第6回定例会を開会いたします。

本日の署名委員は関根委員です。

なお、本日は、井上委員から欠席の届け出がございましたが、委員の過半数が出席しておりますので、予定どおり会議を開催いたします。

初めに、日程の一部変更をお願いいたします。本日は、請願が4件提出されておりますので、日程第2、議案審議事項のうち、請願第1号、請願第2号、請願第3号及び請願第4号を、日程第1、月間活動報告に先立ち、審議したいと思います。また、日程第2、議案審議事項のうち、議案第19号は、個人情報にかかわる案件であることから、非公開とさせていただき、日程第3の報告事項終了後に、一旦休憩をとり、関係者のみお残りいただいて審議をしたいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

それでは、請願第1号「町田三中和山崎中の統合予定地を本町田小跡地にする計画を白紙に戻すことを求める請願」を審議いたします。

本件について、請願者から意見陳述の申し出がございますので、10分の範囲でこれを許可したいと思います。それにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

休憩いたします。

午前10時01分休憩

午前10時02分再開

○教育長 再開いたします。

請願者の方には、先ほど申し上げましたように、10分の範囲で口頭による意見陳述を

お願いしたいと思います。また、その後、委員の皆様から質問がありましたら、お答えくださるようお願いいたします。

それでは、どうぞお願いいたします。

○**請願者** 本日は、陳述の機会を設けていただき、ありがとうございます。

私は、本町田小の創立にかかわった教員で、そして本町田小学校で退職いたしました木原信義と申します。

最初に、町田市教育委員会が、市内の小・中学校62校のうち41校も廃校にするという前代未聞の計画を出して以来、審議会、そして教育委員会の傍聴などなど、その学校統廃合計画の中止・見直しを求めて、これまでやってまいりました。

しかも、その事業、学校の建設・管理運営に当たっては、P F I 方式を採用するなど、既にイギリスではこのやり方は公教育にはふさわしくないと取りやめている。そのようなこと、まさに学校の民営化と言われるやり方はふさわしくないと私は思っております。

町田市が公教育を放棄したと言われぬように、イギリスのように今こそ立ちどまって、進行中の学校統廃合計画を中止し、最初から見直してほしいと、改めて最初に申し上げたいと思います。

今回は、町田三中和山崎中の統合予定地を本町田小跡地にする計画を白紙に戻してほしいと請願します。理由は3点あります。

まず第1に、この計画では中学生の学ぶ権利を奪うものになるということです。請願文に書きましたように、本町田小の運動場は5,170平米、山崎中の運動場の1万476平米の半分しかありません。こんな狭いところに中学校2校を統合するなど考えられません。体が大きい中学生を狭い敷地に押し込めば、体育の授業や部活など、教育活動だけではありません。生活指導上も、大勢の子どもたちが狭い空間に閉じ込められますと、いじめ、けんか、思わぬけがなど、不測の事態が予測されます。その結果、さまざまな困難を子どもたちや教職員にもたらすことになります。子どもたちから落ちついて学ぶ権利を奪うことになります。文部科学省が定めた中学校の運動場の設置基準に照らしても適正ではありません。伸び伸びと学習し、活動することを制限させられ、学ぶ権利を奪うような計画は中止にし、白紙に戻してください。

第2の理由は、「希望の森」を壊すことを前提にした計画は認められないということです。本町田小学校は、当時の原小学校、緑ヶ丘小学校、本町田西小学校の3校が統合されてできた学校です。そのときに原小学校を統合予定地にしたことは「希望の森」があった

からです。私は当時、本町田西小学校の教員をしていましたが、教職員の多くは、校庭が広く、校舎もゆったりとしている現在の消防署になっております緑ヶ丘小学校を、統合予定地に望んでいました。ところが、原小学校の教職員や地域の方々の「希望の森」に寄せる熱い気持ちに胸を打たれ、原小学校跡地に合意しました。当時の教育委員会が作成した記録を詳細に調べていただければわかることです。

「希望の森」は原小学校の特色ある教育の大もとを形成していました。森を利用した理科教育、低学年の生活科、そして縄文時代の竪穴住居をつくるなど、高学年の社会科教育、四季を通しての遊び場などなど、「希望の森」とともに子どもたちは成長していきました。学校統合してからもそのことは受け継がれ、「希望の森」なくして本町田小学校の教育活動はありませんでした。私は本町田小学校の創立以来、そして退職するまで、「希望の森」で遊び、育つ子どもたちを見守ってきました。

本町田小を統合予定地にするためには、「希望の森」を壊すことが前提となります。そうしなければ、中学校の適正な運動場を確保できないからです。教育委員会は、子どもたちや教職員や地域の皆さんが大事にしてきた「希望の森」を壊すことについて、皆さんにどう納得してもらおうのでしょうか。本町田小学校が廃校になるので、「希望の森」はもう用がないとでも言うのでしょうか。教育的な視点から学校統廃合を進めているとはとても言えないと私は思います。大事にされてきた「希望の森」を壊すことを前提にした計画は認められません。白紙に戻すことを求めます。

第3の理由は、教育委員会は手続ミスをはっきりと認めて、今回の計画を白紙に戻すことを求めます。当初の計画では、統合予定地に、請願文では本町田スポーツ公園と書いてありますが、木曽山崎公園にすることが決まっていた。山崎中と第三中の中間点に公園があったので、そこを予定地にすると発表しました。ところが、この公園の代替地が見つからないという理由で、急遽、本町田小になりました。すなわち、代替地を見つけられなかった教育委員会の手続ミスから起きたことでした。都市公園法では、公園を学校予定地にするためには、代替地を見つけなければなりません。それができなかったということです。

そこで立ちどまって考え直すのが普通ですが、学校統廃合ありきの考えで、思いついたように、本町田小学校跡地に目をつけました。教育委員会は、今回のミスをはっきり認めて、中学校を統合することそのものから見直すべきです。教育委員会のミスに対する責任はとらず、子どもたちや教職員、地域の方々に負担をかけるような今回の計画は白紙に戻

すように強く求めます。

以上、3点の理由を述べました。私は教育委員会を毎回傍聴しながら、教育委員の皆様
の町田の教育に対する熱い気持ちは十分理解しております。ですので、ぜひここで立ちど
まって考えていただき、私の請願が採択されるように願っております。

地域の方々に愛されている「希望の森」が今後も存続されるように再度お願いいたしま
して、私の陳述を終わります。

○教育長 請願者による請願第1号の意見陳述が終わりました。

この後、請願者に対する質疑を行いたいと思いますが、請願者の方に念のため申し上げ
ます。請願者は教育長の許可をとって発言し、また委員に対しては質疑をすることはでき
ないことになっておりますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

それでは、これより質疑を行います。

請願第1号の要旨や理由あるいはただいまの陳述に関して、委員の皆様から請願者への
ご質問などございましたらお願いいたします。——よろしいでしょうか。

以上で請願者への質疑を終了いたします。

休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時13分再開

○教育長 再開いたします。

それでは、請願第1号に関する願意の実現性、妥当性について、学校教育部長からご説
明を申し上げます。

○学校教育部長 「町田三中和山崎中の統合予定地を本町田小跡地にする計画を白紙に戻
すことを求める請願」の願意の実現性、妥当性について申し上げます。

教育委員会では、2040年度における町田市立小・中学校の児童・生徒数が、2020年度
と比べて約30%減少すると見込んでおります。また、少子高齢化や学校施設の老朽化が
進み、厳しい財政状況の中で、全ての学校施設を維持し、教育環境を充実させていくこと
は困難と考えております。そのため、教育委員会では、児童・生徒数の減少や学校施設の
老朽化といった環境変化に対応するため、学校統合を、未来の子どもたちによりよい環境
をつくる機会と前向きに捉え、町田市新たな学校づくり推進計画を策定し、新たな学校づ
くりの取り組みを進めております。

初めに、町田第三中学校と山崎中学校地区の学校候補地を本町田小学校用地に変更した理由と経過についてでございますが、新たな学校づくり推進計画を策定するに当たり、統合校の建設候補地については、統合する学校のそれぞれの敷地を活用することとした上で、さらに市民の方のアイデアを取り入れられるよう、その他の望ましい意見についてもアンケート調査を行いました。アンケートの結果、町田第三中学校と山崎中学校の統合校の建設候補地として木曽山崎公園が望ましいとすることをご提案があったため、統合する学校である町田第三中学校と山崎中学校に木曽山崎公園を加えて検討いたしました。

審議会での検討を踏まえ、推進計画では、町田第三中学校と山崎中学校地区の学校統合における学校候補地を木曽山崎公園としておりました。あわせて、木曽山崎公園は学校が設置されていない候補地であったため、新たな学校の建設に向けての実現可能性を含めた検討調整が必要となることから、次点として山崎中学校を候補地としておりました。

そして、当初の候補地であった木曽山崎公園に学校を建設する方向で調整を進めていたところ、当該地に学校を建設する場合において必要となる公園代替地の確保が困難であることが判明いたしました。

次点の候補地として山崎中学校がある一方で、統合中学校の通学区域内にある本町田小学校用地について、本町田ひなた小学校の新校舎への移転に伴い、2027年度をもって小学校としての利用を終えることとなり、新たな活用が可能となったことから、改めて学校候補地の検討を行うことといたしました。

検討に当たっては、審議会において、候補地の選定に当たり、評価項目とした生徒の通学のしやすさとゆとりある学校施設環境の整備の2つの項目に沿って検討を行いました。

まず、評価項目、生徒の通学のしやすさにおいては、直線距離で2キロを超える場所に居住する生徒の割合について、最も割合が低かった本町田小学校用地を第1位と評価しました。

次に、評価項目、ゆとりある学校施設環境の整備においては、山崎中学校が面積は広いものの、本町田小学校用地は、敷地内の斜面地を有効利用する等の工夫をすることで、統合中学校の建設が可能となることや、容積率も高く、周囲への日影の影響も小さいことから、山崎中学校、本町田小学校用地のいずれも第1位と評価いたしました。

検討の結果、生徒の通学のしやすさとゆとりある学校施設環境の整備、いずれも第1位であった本町田小学校用地を統合中学校の学校候補地といたしました。

次に、中学校として必要な運動場の広さ及び「希望の森」についてでございますが、中

学校に必要なグラウンドの要件といたしましては、教育活動を行うに当たって、教育上、支障がない広さや機能を確保することとしております。

また、本町田小学校全体の校地面積は、「希望の森」がある敷地南側の斜面地を含めて1万7,500平方メートル以上あります。なお、「希望の森」の広さは約2,500平方メートルですが、現在の本町田小学校の体育授業などでは活用できてはおりません。統合する中学校を整備する際には、「希望の森」がある斜面地も含めて、中学校の教育活動や地域の活動に有効活用できるように考えてまいります。

そのため、「町田三中と山崎中の統合予定地を本町田小跡地にする計画を白紙に戻すことを求める請願」の願意には沿えないものと考えております。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○教育長 請願第1号に関する願意の実現性、妥当性について説明は終わりました。

私、教育長としての意見も、ただいまの学校教育部長の説明のとおりと考えており、本請願につきましては不採択とすることが妥当であると考えております。

それでは、先ほどの請願者の方の意見陳述、あるいは学校教育部長の説明等につきまして、教育委員の皆様からご質問、ご意見をいただきたいと思います。何かございましたらお願いいたします。

○後藤委員 私から2つ質問をさせていただきます。

まず、「希望の森」は体育の授業では使っていないという話がありましたけれども、先ほど請願者の先生のお話にもあったように、これまで学校では何らかの教育活用をしていると聞いております。現在はどうような教育活用がされているのかというのが1点目です。

もう1点は、「希望の森」は斜面地ですが、斜面地を含めて学校を建設する場合、どのようなことに注意して整備するのでしょうか。よろしくお願いいたします。

○指導室長（兼）指導課長 まず1点目の質問に対しまして、私から回答をいたします。

今年度、2024年度の教育課程におきましては、まず低学年、1～2年生になりますが、生活科の学習で、夏学習であったり、生き物探し、また、秋学習などで「希望の森」を活用した学習を行っております。また、中学年、3年生、4年生になりますが、朝の5分から10分程度の時間を使いまして、「希望の森」の中にある木の観察等を行っております。

なお、高学年、5年生、6年生につきましては、「希望の森」を活用した学習は実施していないと伺っております。

○施設課長 「希望の森」の斜面地はどのようなことに注意して整備していくのかというご質問です。現在の本町田小学校の敷地に、統合する中学校を整備する際には、設計を進めていかないと想定は難しいところではございますが、限られた学校用地に適切に校舎を配置して、なるべく広いグラウンドを確保していきたいと考えております。また、その中で、「希望の森」がある部分は斜面地ですので、学校の教育活動や地域の活動に有効活用できるよう、敷地の安全性を向上させて、使いやすいグラウンドを整備していく予定としております。

○関根委員 私からもこの件に関しまして1つ質問させてください。

先ほど本町田小学校の敷地面積についてのお話でしたが、町田市内では同じくらいの面積の中学校もあるかと思います。そのような中学校では、どのような形で体育の授業や部活動が行われているのでしょうか。また、面積が少し狭いということで今現在困っていることはありませんか。

○指導室長（兼）指導課長 各学校では、学習指導要領に基づきまして、学習内容を生徒の体力や技能の程度、またグラウンドの大きさに応じて、活動を工夫しながら授業を行っております。また、時間割編成におきましては、校庭と体育館を授業するクラスに分けて、取り扱う種目が重ならないように調整しながら授業を行っているところです。部活動におきましても、町田市立中学校における部活動の方針にのっとりまして、毎年度、学校の部活動に係る活動方針を策定しておりまして、各部活動の活動日や活動時間、また休養日等を調整して実施しておりまして、支障なく活動ができていると考えております。

○関根委員 よくわかりました。では、体育の授業とか部活動に関しては、特に今は支障はないということですね。安心いたしました。

○指導室長（兼）指導課長 現在のところ、そのような学校におきましても、支障なく活動しているという実態がございます。

○教育長 ほかにご質問ございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、続いて、ご意見などいただきたいと思います。

○後藤委員 では、請願1号に対して私の意見を述べます。

まず、現本町田小学校を統合中学校の予定地とすることは、先ほど学校教育部長が述べられたとおり、生徒の通学のしやすさとゆとりある学校施設環境の整備の点から、妥当な判断であると考えています。現在の本町田小学校の敷地にある「希望の森」は、お話にもありましたように、確かに小学校での効果的な教育への活用が図られ、子どもたちに価値

ある教育施設として存在してきたと思われます。それは心から感謝するところであります。しかし、中学校の敷地となった場合には、今度そこにいる中学生の教育、その子どもたちによりよい活用をするように転用され、日常的に中学校生徒に対して安全で効果的な教育ができるような学校施設環境となるべきだと考えております。

学校施設環境の整備に当たっては、当然その学習をする対象としての自然環境も必要であって、例えば中学生が理科教育やSDGsを学ぶ場としてのビオトープなどの教育環境が学校の一部にあることは望ましいことだと思っています。今後も総合的に配置あるいは運動場、そして自然環境などが一体となって、子どもたちが十分に活用できる施設として工夫してほしいと考えます。

以上のことから本請願の願意には沿えないと判断しました。

○関根委員 それでは、今回の請願趣旨につきまして私の意見を述べさせていただきます。

教育委員会といたしましては、審議会を立て、あらゆる角度から、生徒の通学のしやすさ、ゆとりある学校施設環境の整備について、一つ一つ深く検討してまいりました。その都度、最善と思われることを選び取りながら進めております。

先ほど学校教育部長からもございましたが、少子高齢化や学校施設の老朽化が進み、厳しい財政状況の中において、全ての学校の施設を維持しながら教育環境を充実させていくことは極めて困難な状況にあることは間違いない事実であります。どうか学校統合を、未来の子どもたちによりよい環境をつくる機会と前向きにお考えいただければ幸いです。

今後の中学校の統合に際しましても、教育活動における学習条件や安全性を第一に考えながら進めていくべきだと思います。

私といたしましては、今の質問へのお答えも含めまして、学校教育部長のご説明や各委員のご意見のとおり、本請願の実現性、妥当性につきまして、願意に沿えないものと考えます。

請願者の方におかれましては、今後とも町田市の子どもたちのためにぜひともお力添えいただければありがたいと存じます。

私からは以上です。

○森山委員 本日は学校統合に関するご意見をいただき、ありがとうございます。

学校教育部長より願意の実現性、妥当性についての説明がございましたが、私の意見としましては、本請願については願意に沿えないものと判断をいたしました。

また、本請願者におかれましては、日ごろより本当にしっかりと町田市の教育に関して

非常に温かく見ていただいております、アドバイスをいただいているということが私の中にはございます。今後ともぜひ町田市の教育に関してお力添えをいただければありがたいと思います。

○教育長 ほかによろしいですか。

それでは、請願第1号を採決いたします。

ただいま教育委員の皆様からいただきましたご意見は、いずれも本請願の願意については沿えない旨のご意見と受けとめております。本請願につきましては不採択が適当であるということでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、請願第1号につきましては不採択と決しました。

以上で請願第1号の審議を終了いたします。

次に、請願第2号「町田市の第一期からの統廃合計画の見直しと南成瀬小学校の存続を求める請願」を審議いたします。

本件について、請願者から意見陳述の申し出がございますので、10分の範囲でこれを許可したいと思いますのですが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時30分再開

○教育長 再開いたします。

請願者の方には、先ほど申し上げましたように、10分の範囲で口頭による意見陳述をお願いしたいと思います。また、その後、委員の皆様から質問がありましたら、お答えくださるようお願いいたします。

それでは、どうぞお願いいたします。

○請願者 私は南成瀬地区在住の小学生と幼稚園児の保護者です。上の子どもの入学を機に町田市に引っ越してまいりました。小学校近くに家を購入させてもらったのですが、入学してから町田市の学校統廃合計画を聞いてとてもびっくりしました。なぜなら町田市は子どもの転入が多いと聞いていたからです。

ちなみに、2024年、今年はゼロ歳から4歳の子どもの転入が全国1位です。2023年度は全国2位です。それだけ町田市に子どもが入ってきて、子育てしやすいと思って町田市に来ていると思うのです。

私は今回、「町田市 of 第一期からの統廃合計画の見直しと南成瀬小学校の存続を求める請願」をさせていただきます。

第1に、町田市 of 他地域（第2期以降） of 統廃合計画の見直しがされています。第1期から同様に見直しを求めたいと思います。

第2に、南成瀬小学校 of 校舎を改修・補強工事をして、学び of 多様化学校として使用するのであれば、単学級、複式学級、もしくは生徒がいなくなった時点で、校舎 of 利用を検討し始めてくださいということです。

請願 of 理由ですが、7月30日付で学校教育部教育センターから「学び of 多様化学校 of 設置について」 of お知らせがありました。南成瀬小学校 of 校舎を利用して、不登校児童・生徒 of 学び of 場の確保を目的とした多様化学校を設置するそうです。しかし、施設 of 老朽化により建てかえをしなければいけないと言っているのに、改修・補強工事をして多様化学校として校舎を利用するということですが、安全性は大丈夫なのでしょうか。多様化学校 of 生徒たちは安心・安全に学べるということでしょうか。

そして、改修・補強工事をして使用することができるのであれば、南成瀬小学校として今までどおり存続できるのではないのでしょうか。児童・生徒がゼロになり、その校舎を使用して多様化学校が開校した例もあるようですが、南成瀬小学校には、今も12学級、341名 of 児童が通っています。たくさん of 子どもたちが学んでいる学校を廃校にして、多様化学校にするということは、町田市は、南成瀬小学校で学んでいる児童 of 気持ちをないがしろにしています。

そして、町田市 of 他地域では統廃合 of 延期や見直しを検討しているのに、第1期統廃合のみ急いで予算をつけ、工事を強行しようとするのはなぜなのでしょう。8月27日にPFI工事 of 予算増額が決定されたそうですが、これは随意契約、さらに予算を32億円も増額し、たくさん of 税金を使用して、1つのPFI事業者との契約を推し進めるのはどうしてなんですか。落札価格が下がっているならまだしも、工事労務費が急激に上昇し、落札価格が上がっている中で、急いでこのPFI事業者と契約を結び、これほどまでに工事を強行しなければいけない理由を教えてください。

①急激な施設整備費 of 高騰などの環境変化で、第2期以降 of 計画が見直しされています。

同様に第1期からの見直しを検討してください。②改修・補強工事をして校舎が利用できるのであれば、今いる南成瀬小学校の341名の児童たちを大事にして存続させる方法を考えください。

以上のことから、町田市の第1期からの統廃合計画の見直しと南成瀬小学校の存続を求めます。

そして、学校は子どもたちのためのものです。設備がとても充実している学校、華美な学校を望んでいるのではなくて、近くて歩いていける学校、今のままの学校を望んでいます。町田市の学校は全校空調も設備済みですし、今までどおり改修工事や補強工事をして、子どもが少なくなった地域から徐々に統廃合を進めていってください。どうか計画の見直しをお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○教育長 請願者による請願第2号の意見陳述は終わりました。

質疑に先立ちまして、念のため申し上げます。請願者は教育長の許可を得て発言し、また委員に対する質疑は認めておりませんので、ご了承願います。

それでは、これより質疑を行います。

請願第2号の要旨、理由及びただいまの陳述に関して、各委員から請願者への質疑はございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

以上で請願者への質疑を終了いたします。

休憩いたします。

午前10時35分休憩

午前10時36分再開

○教育長 再開いたします。

それでは、請願第2号に関する願意の実現性、妥当性について、学校教育部長から説明をお願いしたいと思います。

○学校教育部長 「町田市の第一期からの統廃合計画の見直しと南成瀬小学校の存続を求める請願」の願意の実現性、妥当性について申し上げます。

教育委員会では、2040年度における町田市立小・中学校の児童・生徒数が、2020年度と比べて約30%減少すると見込んでおります。少子高齢化や学校施設の老朽化が進み、厳しい財政状況の中で、全ての学校施設を維持し、教育環境を充実させていくことは困難

と考えております。加えて、学校教育では、児童・生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合うことなどを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくことから、小・中学校では一定の集団規模を確保することが必要と考えております。そのため、教育委員会では、児童・生徒数の減少や学校施設の老朽化といった環境変化に対応するため、学校統合を、未来の子どもたちによりよい環境をつくる機会と前向きに捉え、町田市新たな学校づくり推進計画を策定し、新たな学校づくりの取り組みを進めております。

新たな学校づくり推進計画では、適正規模・適正配置の基本的な考え方として、1学年当たりの望ましい学級数を、小学校については3から4学級、中学校については4から6学級と定めております。

南成瀬地区における通常の学級の児童数と学級数について、2024年5月1日時点と2040年度を比較すると、南第二小学校は、314人の12学級から、223人の12学級に、南成瀬小学校は、320人の12学級から、214人の11学級となり、両校それぞれ100人程度の児童数が減少する見込みです。

2025年度に学校統合した場合の通常の学級数は23学級、新校舎が完成する2028年度では20学級と、町田市が定める1学年当たりの望ましい学級数の範囲内になると見込んでおります。教育委員会では、こうした望ましい学級数の実現を目指していることから、南成瀬地区の新たな学校づくりを進めてきたところでございます。

次に、学びの多様化学校についてでございますが、これは統合により学校跡地となる現在の南成瀬小学校の校地について、その跡地活用を検討する中で、市が抱える課題に対応するための活用策として決定したものでございます。学びの多様化学校は、学びの多様化学校児童・生徒の実態に配慮した教育課程を編成する学校です。不登校児童・生徒の増加を背景に、文部科学省が2023年度に公表した「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」においては、全国に学びの多様化学校を300校設置するという目標が掲げられました。

全国同様、町田市における不登校児童・生徒数も急増しており、2017年度から2022年度までの5年間で、小学生においては3.1倍となり、中学生においては1.8倍となっております。これを受け、教育委員会では、2023年度に学びの多様化プロジェクト2024-2028を策定し、「学校に行く子も行かない子も、安心して育つまちだ」を基本方針として掲げ、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた学びの場の確保に取り組んでおります。

児童・生徒の中には、人間関係等で在籍校に通うことが難しくても、環境が変われば登

校したいという子どもたちがおり、学びの多様化学校は、新たな環境で再チャレンジしたい子どもたちの選択肢となります。これらのことから、空き校舎となる南成瀬小学校の既存校舎を活用し、2029年度に学びの多様化学校を開設する予定でございます。

現在、南成瀬小学校の校舎については、新たに学びの多様化学校として使用を開始する2029年度には築49年となります。決して新しい校舎ではないため、建物の老朽化は進んでおりますが、劣化の状況を確認しながら必要な改修を行い、安全性を確保してまいります。

次に、計画の見直しについてでございますが、新たな学校づくり推進計画の整備時期の一部修正の検討は、施設整備費の高騰などの社会環境の変化を受け、各地区の統合、建てかえ時期について検討するものであり、計画の基本的な考え方を変えるものではありません。現在、2040年度までの町田市立小・中学校区の児童・生徒数の推計や学校施設の老朽化調査を行っているところもあり、これらの結果を踏まえ、検討を進めてまいります。

第1期の5地区につきましては、基本計画推進協議会において、保護者や地域の方、教職員などと協力しながら、統合、建てかえに向けた準備を進めてきたところです。教育委員会といたしましては、市長部局とも実現に向けた調整をしてまいりました。適正規模の実現とよりよい教育環境の実現のため、第1期の地区につきましては計画どおり進めてまいります。

町田市新たな学校づくり推進計画は、全ての町田市立学校を対象に、少子化や学校施設の老朽化に対応しながら、将来を見据えたよりよい教育環境を整備するとともに、地域と学校の新たなつながりを生み出す取り組みであると考えております。引き続き各地区での新たな学校づくり基本計画推進協議会で、保護者、地域の方、学校関係者の方々からさまざまな意見を聞いて、よりよい教育環境をつくっていきたいと考えております。

そのため、「町田市の第一期からの統廃合計画の見直しと南成瀬小学校の存続を求める請願」の願意には沿えないものと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 請願第2号に関する願意の実現性、妥当性についての説明は終わりました。

私、教育長としましても、ただいまの学校教育部長の説明と同様であり、本請願につきましては不採択とすることが妥当であると考えております。

それでは、先ほどの意見陳述あるいは学校教育部長の説明等につきまして、教育委員の皆様からご質問、ご意見などをいただきたいと思います。何かございましたらお願いいた

します。

○森山委員 私から2点お伺いしたい点がございます。

1点目は、現在の南成瀬小学校の校舎は、2029年度には築49年になるということと、建物の老朽化は当然進んでいるというお話をいただきました。この学校で、学びの多様化学校として、施設的にこの先どのくらいの使用ができるのかということについて、見込みですが、お伺いをしたいと思います。それが1点目です。

それからもう1点は、学びの多様化学校として現在の南成瀬小学校の校舎の全体を利用するのかどうか、今の時点での予定になろうかとは思いますが、その点についてもお伺いしたいと思います。

以上、2点よろしく願いいたします。

○施設課長 南成瀬小学校の校舎は鉄筋コンクリートでつくられております。一般的にですけれども、鉄筋コンクリートの構造的寿命は、立地条件、施工技術、使用状況により異なっております。通常品質のコンクリートの場合は約60年が寿命と言われております。町田市立学校個別施設計画では、建物躯体の健全性が確認された場合は築後65年を限度に使用期間を延長する計画としているところです。つまり、11年ないし16年ということになろうかと思えます。

また、現在の南成瀬小学校の校舎を学びの多様化学校としてどう整備するのかということについてですが、校舎棟の一部と体育館棟を利用する予定で、その利用する範囲を必要に応じて改修していく予定としております。

○教育長 ほかに質問はいかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

それでは、ご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○後藤委員 請願第2号について私の意見を述べます。

先ほど学校教育部長が回答したとおり、現南成瀬小学校の統合後の空き校舎に、学びの多様化学校を設置することは、新たな学校づくりの計画が決まった後に検討されたことです。町田市全体の教育課題解決に向けての対応として、順序立てた適切な取り組みであると判断します。

教育委員会としましては、南成瀬小学校の児童も一人ひとりが大切であり、同様に、不登校に苦しんでいる一人ひとりの子どもたちも大切である、このことは言うまでもないことです。どちらも、そして全ての子どもたちのために、できるだけ早くよりよい教育環境を整えてあげることが必要と判断しております。

以上のことから、本請願の願意には沿えないと判断いたします。

○関根委員 このたびは貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

それでは、今回の請願について私の意見を述べさせていただきます。

先ほどの学校教育部長からの説明のとおり、南成瀬地区における新たな学校づくりにつきましては、今後の児童数と学級数が減少する現実を踏まえ、望ましい形の実現を目指しながら、今後も進めていくべきだと思います。

学びの多様化学校につきましては、町田市における児童・生徒の実態に配慮しながら進めてきたものであり、昨年度策定されました学びの多様化プロジェクト2024-2028において、「学校に行く子も行かない子も、安心して育つまちだ」を基本方針として、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた学びの場の確保に取り組むためのものです。これは全ての子どもたちが学ぶ機会を得られるよう、子どもたちが健やかに成長するために必要なものです。

次に、南成瀬小学校の校舎の安全性につきましては、学びの多様化学校が開設される2029年度には築49年となり、建物の老朽化は否めませんが、劣化の状況をしっかりと把握し、確認し、その都度必要な改修を適宜行いながら、安全性を確保し、安心して学習できる環境を整えていくべきだと思います。

また、計画の見直しに関しましては、これは施設整備費の高騰などの社会環境の変化を受けて、各地区の統合、建て替え時期について検討するものであり、計画の基本的な考え方を考えるものではないということをご理解ください。

以上のことから、私の意見といたしましては、学校教育部長の説明や各委員のご意見のとおり、本請願の願意の実現性、妥当性につきましては沿えないものと考えます。

請願者の方におかれましては、今後とも町田市の子どもたちのためにぜひともお力添えくださればありがたいと存じます。

私からは以上です。

○森山委員 本日は学校統廃合に関する件、並びに学びの多様化学校の開設に関する件についてご意見をいただき、ありがとうございました。

先ほど学校教育部長より、本請願についての願意の実現性並びに妥当性に係る説明をいただきましたが、私も学校教育部長の説明に同意をいたしたいと思います。したがって、本請願につきましては、願意に沿えないものと判断いたしました。

○教育長 よろしいでしょうか。

各委員についても、今ご意見をいただきましたが、本請願の願意については沿えない旨のご意見かと思いますので、皆様、不採択とすることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは、今回の請願につきましては不採択と決しました。

以上で請願第2号の審議を終了いたします。

次に、請願第3号「スクールバスの導入を求め、状況が改善されない場合は6月請願採択に則り、町田市の第一期統廃合計画の延期を求める請願」を審議いたします。

本件について、請願者から意見陳述の申し出がございますので、10分の範囲でこれを許可したいと思いますのですが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時51分再開

○教育長 再開いたします。

請願者の方には、先ほど申し上げましたように、10分の範囲で口頭による意見陳述をお願いしたいと思います。また、その後、委員の皆様から質問がありましたら、お答えくださるようお願いいたします。

それでは、どうぞお願いいたします。

○請願者 先ほどに続きまして、2つ目の請願をさせていただきます。

1つ目は残念ながら不採択になってしまったんですけれども、2つ目はスクールバスについて請願させていただきます。

「スクールバスの導入を求め、状況が改善されない場合は6月請願採択に則り、町田市の第一期統廃合計画の延期を求める請願」をいたします。

第1に、通学が困難だと思われる人たちを調査（アンケートをとるなど）し、希望者にはスクールバスの導入、予算の計上をして、導入を速やかに検討してください。第2に、スクールバスの導入が困難な場合は、6月請願にのっとり、町田市の第1期統廃合計画の延期をしてください。

請願の理由です。町田市議会では3月27日に市議会でスクールバス導入を求める請願

がありました。6月28日には「避難所と通学路の安全が明確になるまで南成瀬小学校と南第二小学校の統廃合計画の延期を求める請願」が本会議で賛成多数で採決されております。

その結果ですが、8月27日付で町田市教育委員会より以下の報告がありました。

通学の安全性については、具体的な検討を行った上で通学路案を決定し、必要な対策を講じており、安全性は確保できると考えております。

そのような報告がありましたが、6月の請願採択後、誰がどのような調査をして最終的な判断をしたのか、詳しく教えてください。そして、第1期の学校保護者たちにどのような説明と調査をしたのかも、あわせて教えてください。そして、それを公表してください。

当事者保護者としましては、現状では今も通学路の問題は解決しておりませんし、不安を感じています。このまま通学環境への不安と状況が改善されない場合は、第1期統廃合計画の延期をしていただかないとおかしいと思います。

現に保護者説明会とかで、聞かれてないのです。個人の意見としてアンケートを出す機会もなかったので、それは一度アンケートをとって進めてほしいと思っています。

スクールバスについては、具体的には直線距離2キロ以内の地域でも、希望者がいればスクールバスに乗車できるようにしていただきたいです。

地理的要因（路線バスのバス停が家の近くにない、歩道が整備されていない、急勾配の道、人気のない道路を通らなければいけない）など、児童が安全・安心して通学できない地域。

通学路が少人数で、児童の安全・安心した通学が困難な地域。

第2に、乗車場所については、児童の生活に密着した場所（小学校前）などから、小学校前まで乗車できるようにしていただきたいです。

以上のことから、通学が困難だと思われる人たちを具体的に調査（アンケートをとるなど）していただき、希望者にはスクールバスの導入、予算の計上を速やかに検討していただくよう求めます。

スクールバス導入が困難な場合は、6月請願にのっとり、町田市の第1期統廃合計画の延期をしていただくよう求めます。

よろしくお願いします。

○教育長 請願者による請願第3号の意見陳述は終わりました。

質疑に先立ちまして、念のため申し上げます。請願者は教育長の許可を得て発言し、ま

た委員に対する質疑は認めておりませんので、ご了承願います。

それでは、これより質疑を行います。

請願第3号の要旨、理由及びただいまの陳述に関しまして、各委員から請願者への質疑はございますでしょうか。――よろしいでしょうか。

以上で請願者への質疑を終了いたします。

休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前10時56分再開

○教育長 再開いたします。

それでは、請願第3号に関する願意の実現性、妥当性について、学校教育部長から説明をお願いしたいと思います。

○学校教育部長 「スクールバスの導入を求め、状況が改善されない場合は6月請願採択に則り、町田市第一期統廃合計画の延期を求める請願」の願意の実現性、妥当性について申し上げます。

教育委員会では、町田市議会令和6年（2024年）第2回定例会での請願第13号の採択を受け、通学路や工事期間中の代替避難施設について皆様にご理解いただくための周知が十分ではなかったものと認識いたしました。そのため、南成瀬小学校と南第二小学校の統合に向けて、通学路や避難施設について、より一層学校と連携し、「まちだの新たな学校づくり通信」や「学校だより」などの広報紙や説明会などを通じて、これまで以上に皆様にご理解していただけるよう、さらなる周知に努めてまいります。

通学路の安全性については、南成瀬小学校、南第二小学校の学校運営の協力者、保護者、教職員の代表者、新たな通学区域内の地域の代表者で構成する新たな学校づくり基本計画検討会や、成瀬小学校新たな学校づくり基本計画推進協議会の中で検討してまいりました。この中では、実際の通学経路を想定しながら議論し、合同安全点検やシミュレーションを行いながら、具体的な検討を行った上で、通学路案を決定し、必要な対策を講じており、安全性は確保できていると考えております。

また、徒歩での通学を基本としながらも、通学距離が長くなり、おおむね30分程度で通学できない場合、児童の負担軽減として、路線バスを利用して、安心して通学できるようにすることを、負担軽減策の1つとして、引き続き検討・実施してまいります。

南成瀬地区の路線バスについては、朝の登校帯、学校に7時45分から8時15分までに到着できるバスが3回、学校からの帰りの時間帯には、60分に1回の運行がございます。このことから、路線バスの活用が可能であり、基本計画検討会でも利用が可能であると判断していることから、2025年度に南成瀬地区でスクールバスを導入することは考えておりません。

これらの通学路案や路線バスを利用した通学については、2024年6月27日に南第二小学校、6月21日、25日に南成瀬小学校でそれぞれ開催した成瀬小学校保護者説明会において、学校長及び教育委員会から保護者の方々へご説明させていただきました。

説明会後に実施した個別相談の時間では、参加した保護者の方から、バス通学する上で、児童に時計などの時間を確認できるものを持たせてもよいか。想定されているバス停は、山村や吹上となっているが、その1つ前の上和田から乗車しても問題ないかなどのご相談をいただいております。

町田市新たな学校づくり推進計画は、全ての町田市立学校を対象に少子化や学校施設の老朽化に対応しながら、将来を見据えたよりよい教育環境を整備するとともに、地域と学校の新たなつながりを生み出す取り組みであると考えております。引き続き各地区での新たな学校づくり基本計画推進協議会で保護者、地域の方、学校関係者の方々からさまざまな意見をお聞きし、よりよい教育環境をつくっていききたいと考えております。

そのため、「スクールバスの導入を求め、状況が改善されない場合は6月請願採択に則り、町田市の第一期統廃合計画の延期を求める請願」の願意には沿えないものと考えております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長 請願第3号に関する願意の実現性、妥当性についての説明は終わりました。

私、教育長としての意見も、ただいまの学校教育部長の説明のとおりと考えておりますので、本請願につきましては不採択とすることが妥当であると考えております。

それでは、先ほどの意見陳述、あるいは学校教育部長の説明等につきまして、教育委員の皆様からご質問、ご意見などをいただきたいと思います。何かございましたらお願いいたします。

○関根委員 この件に関しまして、私から1つ質問させてください。

通学路について、事務局のほうでは、必要な安全対策を実施しているというお話でした。それについては、引き続き着実に進めていただければと思いますが、その具体的な内容を幾つか教えてください。

また、通学に関する取り組みにつきましては、事務局だけではなく、学校でもいろいろな取り組みを行っていることと思います。2025年度に向けて、現在学校で行っている取り組みや、これから行う予定の取り組みなどについて、今現在、把握している範囲で教えてください。お願いします。

○新たな学校づくり推進課長 今お尋ねいただきました、まず通学路の安全対策の具体的な内容でございます。これまでの検討をもとに、例えば南成瀬地区におきましては、扇橋上の白線の引き直しを行ったり、南成瀬4丁目にございますクリエイト付近の通学路につきましては、路側帯を緑色に舗装し、視認性を高める対策を行っております。また、会下山橋先の交差点や成瀬駅東の交差点におきましては、横断待ちをしている児童の巻き込み防止のためのポストコーンやガードパイプの設置を行っております。引き続き通学路の安全性を向上していけるよう、隔年で実施しております通学路の合同安全点検などを通じまして、課題を整理し、道路管理者ですとか警察等とも連携しながら、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、学校での取り組みといたしまして、学校から伺っているところでは、2025年度に向けまして、現在の南二小から南成瀬小の位置にできる仮校舎へ通学することとなりますので、主に南第二小学校での取り組みをご紹介させていただきたいと思います。

まず、1点目といたしまして、今年11月から来年1月にかけて、新しい通学路案をもとに、実際に親子で、自宅から南成瀬小学校まで、ドア・ツー・ドアで歩く実施シミュレーションを行う予定であると伺っております。その中で出ましたご意見などを踏まえて、最終的な通学路を決定していくというところでございます。

2点目といたしまして、現在PTAや子ども会、安全運転呼びかけ隊、これは地域の方々などで構成するところがございますが、その方々などが行っていております登下校時の見守り活動につきまして、その担い手の裾野を広げていくための見守り隊募集のチラシを作成して、周知を行っているところと伺っているところでございます。

○関根委員 はい。ありがとうございます。「実地シミュレーション」は、いい取り組みですね。それから、登下校時の「見守り隊募集」のチラシについても、効果があると嬉しいです。ありがとうございました。

○後藤委員 質問ですが、各地区の検討会における議論を経て、2025年度の学校統合時にスクールバスを導入しないことは理解しているのですけれども、市議会でも多くの質問や議論があったと聞いております。今後どのようにこの問題について検討していくのでし

ようか。

○新たな学校づくり推進課長 スクールバスの導入についての今後の検討でございます。今、委員からお話がありましたとおり、2025年度の学校統合時については、導入はいたしません、今後検討に着手いたします第2期の小山田地区などについては、市長部局にあります交通事業推進課ですとか学童関係の児童青少年課に、教育委員会、学務課、新たな学校づくり推進課を加えまして、庁内横断的に検討を行うためのプロジェクトチームを設置いたしました。このプロジェクトチームにおいて、第2期の通学手段等についての検討を進めてまいりたいと考えております。この検討の中では、路線バスの活用に加えまして、ライドシェアを含むタクシーや、スクールバスなどの活用可能性について、安全性、利便性、経済性などの要素を総合的に勘案し、比較検討を行う予定でございます。これらの検討の結果を踏まえながら、市内全域でのあり方なども検討してまいりたいと考えております。

○教育長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、続いて、ご意見をいただければと思います。

○後藤委員 請願第3号に対しての私の意見を述べます。

先ほど学校教育部長が回答したとおりですが、6月議会の請願採択後の避難所の確保、対象地域の皆さんへの周知や説明の取り組み状況、今後の予定、通学路の安全対策、路線バスの活用により、通学が可能であるということの調査などを踏まえ、他校の子どもたちの登校と同様に、スクールバスの導入がなく、2025年は対応できると判断しています。また今後、町田市内全域を対象とした検討がなされるという先ほどの説明がありました。現段階では来年度のスクールバスの導入はできないと判断しています。

以上のことから、本請願の願意には沿えないと判断します。

○関根委員 このたびは貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

それでは、私の意見を述べさせていただきます。

保護者の方々にとって、通学環境の不安については、通学路の安全性や通学時間、そして路線バスの利用など、まだまだ不安なこともたくさんあるかと思いますので、一つ一つ丁寧に説明しながら、誠実に対応していただきたいと思います。

また、今後の通学手段につきましては、交通事業推進課、児童青少年課、学務課、新たな学校づくり推進課によるプロジェクトチームを設置されたということですので、このチームにおきまして、オール町田として、みんなで一丸となつて一緒に考えていけることは

大変よいことではないかと思っております。

以上のことから、先ほどのお答えも含めまして、学校教育部長の説明や各委員のご意見のとおり、本願意の実現性、妥当性につきましては願意に沿えない見解でございます。

請願者の方におかれましては、今後とも町田市の子どもたちのためにぜひともお力添えいただければありがたいと存じます。

私からは以上です。

○森山委員 本請願は、スクールバスの導入に関する件について、非常に具体的な状況に沿ったご意見をいただいたと思います。特に地域の方々、そして保護者、学校関係者から成る種々の協議会等での詳細な検討を踏まえた形で現在進んでいることも、学校教育部長の説明から再認識もいたしました。

学校教育部長の本請願に係る願意の実現性、妥当性についての説明に私も同意いたします。したがって、本請願につきましては願意に沿えないものと判断をいたしました。

○教育長 ほかはよろしいでしょうか。

各委員についても、本請願の願意については沿えない旨のご意見かと思しますので、皆様、不採択とすることにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 それでは、今回の請願につきましては不採択と決しました。

以上で請願第3号の審議を終了いたします。

次に、請願第4号「まちだの新たな学校づくり推進計画において、子どもの意見表明の実施を求める請願に関する請願」を審議いたします。

本件について、請願者から意見陳述の申し出がございますので、10分の範囲でこれを許可したいと思います。これにご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

休憩いたします。

午前11時09分休憩

午前11時10分再開

○教育長 再開いたします。

請願者の方には、先ほど申し上げましたように、10分の範囲で口頭による意見陳述を

お願いしたいと思います。また、その後、委員の皆様から質問がありましたら、お答えくださるようお願いいたします。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

○請願者 現在まちだの新たな学校づくり計画についての説明を各対象校ではどのように行っているのか公表されていません。町田市キッズホームページの中では、「学校統合のこと」として、町田市の説明、経緯がありますが、対象年齢もさまざまであり、施策の策定段階でも、権利の主体である子どもに説明をしていないのではないのでしょうか。

現在、国においても、こども基本法第11条第1項「こども施策に対するこども等の意見の反映」、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」とし、「地方公共団体におかれましても、こどもの最善の利益を実現する観点から、こどもや若者の意見を年齢や発達の程度に応じて積極的かつ適切にこども政策の策定等に反映いただくため」として、各種資料等を用意しています。かかる措置を講ずることを国及び地方公共団体に対して義務づけています。

私たちが昨年子どもたちに聞き取りを行った際にも、この統合計画に関して行政から説明を受けたとする子どもはゼロ回答でした。また、町田市の公開しているホームページの説明では、子どもの理解を得るような資料ではなく、市としての説明です。子どもたちのなぜ、どうして、また長寿命化工事など、比較検討できるような偏りない資料を開示して、子どもたちが主体的に考える場を持つことが子どもの権利です。

子どもの意見については、校歌・校章という枠に行政がとどめず、この計画についての意見が自由に発言できる場を持つこと、考えることができることが、この条例の持つ意味ではないのでしょうか。自分にかかわることを自分自身で考えること、考えていいということが、この先を生きていく子どもたちの自己肯定感を育むこととつながっているからこそ大事なのではないのでしょうか。

国でも子ども施策について、「こども・若者意見反映サポート事業実施要領」として地方公共団体の支援が具体的に出されています。そこには、意見反映をすること、意見反映の意義として、意見を聞いただけで終わらせることは、初めから結論が決まっている。参考扱い。当事者である子ども・若者の声を聞いたという形をつくっただけだと言われても仕方ありません。形式的な意見聴取は、意見を言っても無駄だったという子ども・若者

の失望を招き、意見を表明する意欲をそいでしまうため、最も避けなければなりません。

逆に、意見がしっかり受けとめられた、自分たちの意見でよりよい変化が生まれたと感じることができれば、子ども・若者の自己肯定感や自己有用感を高めることにつながり、政策がよりよくなること以上の意義が生まれます。

そして、フィードバックすることとして、具体的にその意義は示されています。意見反映のポイントとして、フィードバックは意見を表明した人への誠実な説明の観点からも、子ども・若者に学びの機会をつくることや、自己有用感を向上する観点からも重要です。自分の意見がどのように検討され、社会に影響を与えたかを知ることで、社会参画への意識が高まり、次の意見表明へとつながります。

大人から尊重される経験は、自己を尊重することにつながります。自分の意見の尊重は、自分を尊重されることにつながることを示しているとおおり、大事なことです。だからこそ、意見をどのように反映したのかについても明確に公表することをお願いします。

3月の請願採択の結果、教育委員会としてもその機会について実施される内容についてですが、まず第1期対象校校長が説明するについては、1年生から6年生までの児童に対して、同じ言葉、内容でいいのでしょうか。子どもの成長段階において、子どもたちに有用な機会となるようお考えでしょうか。また、そのことをその日持ち帰る子どもたちの気持ちはどうお考えでしょうか。決まったこととして一方的に説明をされる形になるのではないですか。

その後、3年生の社会科の授業とあわせて行うということですが、全ての統廃合計画の影響を受ける子どもたちに機会を設けるべきではないでしょうか。もっと細かなことを考えられているかもしれませんが、このやり方でいいのか、こども家庭庁から専門家に入ってもらい、時間をかけることなど、丁寧な進め方を求めます。

そして、2021年にこの計画は策定、5月に公表がされた経緯を考えると、2021年入学者、今の4年生ではないでしょうか。どの学年だけということは決してありませんが、この計画のためにどれだけの保護者、子どもたちが傷つき、翻弄されているかを考慮してもらいたいです。通学圏内、お友達など、子どもたちの日常を考えれば、幾ら回避して他学区の学校を選択してもよいと言われても、そこには、地域、お友達との関係があります。こまを動かすような簡単なことではないのは想像できることです。

そのような側面が多分にあることを考えれば、拙速にこの計画を推し進めるのは、教育上どう考えられているのでしょうか。新しい校舎でたくさんの児童がかかわれば、子ど

もたちの教育は向上し、豊かなのでしょうか。子どもの受けとめについても丁寧に把握する責任はあると考えます。そして意見反映についても、その検討、プロセスも含めて、児童へのフィードバックをし、それらを保護者に説明する機会を持つことも、この計画に大きな負担を強いられている保護者に対して誠実な姿勢だと思います。

是非を問うについて。今年の3月請願において、子ども意見表明権実施については是非を問う、問わないということに焦点が当たりました。是非を問うという意味は今さらですが、物事のよしあしや適切さを判断する。賛成か反対かという意味合いであると思います。そして、子ども意見表明においての意見とは、ある問題に対する主張、考え、心に思うところを表明するということです。

今までの請願において、教育委員会から、子どもの年齢的に判断するのが難しいほか、責任を負わせるように感じさせるのではないかという心配も聞きました。しかし、子ども意見表明権というのは、是非を問うという狭いことではありません。また、その意見に責任を負わせることでは全くありません。否定的な意見が出ることを避けることよりも、そのような子ども意見に対してどういうことができるのかを検討すること、その反映をフィードバックすることが、子どもの尊重につながることであり、大事ではないでしょうか。

これだけ大きな子どもの場である学校の施策に対して、そして国でも東京都でも子ども基本条例が施行されており、町田市でも子どもにやさしいまち条例の中に、子どもの意見表明権は認められています。その町田市だからこそ、専門家の支援を得ながら、前向き、後ろ向き等、さまざまな意見を表明する機会を持ちながら、丁寧に意見形成することが、子ども意見を尊重する権利として子どもたちが捉えられる機会になると考えています。

先日、文教委員会において、秋田市議から11月の説明について質問がありました。秋田市議のお話のとおり、この説明会の日、その説明を受けた子どもたちにそのまま帰宅というのは配慮に欠けていると思います。そしてスクールカウンセラーについての質問では、各対象校に毎日常駐してもらえるようにできないのでしょうか。

以上のことから、今年3月、町田市議会で採択されたまちだの新たな学校づくり推進計画において、子どもの意見表明の実施を求める請願の丁寧な実施を求めます。また、適切に公表し、子どもの意見がどのように反映されているのかわかるよう開示してください。

先日、第1期のある地域でも、子どもの意見を聞くアンケートがありましたが、簡単にお伝えします。

子どもの意見を聞くアンケートの中には、友達が変わること、学校の中がどうなるかわ

からない、今のお友達と同じ学校がいい、先生が変わることが不安、友達ができるのか不安、変な子やふざけている子がいなか心配している、きょうだいと一緒に通いたい、友達と離れたくない、仲よくなれるか不安、学校をなくさないでほしい、遠くなるので遅刻しそうな気がする、遠いところには通いたくない、遊べる場所がなくなるのが寂しいなど、このように子どもたちは意見を持っています。そのような子どもたちの気持ちを受け取ってもらえる場を持ってもらえるようよろしくお願いいたします。

○教育長 請願者による請願第4号の意見陳述が終わりました。

質疑に先立ちまして、念のため申し上げます。請願者は教育長の許可を得て発言し、また委員に対する質疑は認めておりませんので、ご了承願います。

それでは、これより質疑を行います。

請願第4号の要旨、理由及びただいまの陳述に関して、各委員からの請願者への質疑はございますでしょうか。――よろしいでしょうか。

以上で請願者への質疑を終了いたします。

休憩いたします。

午前11時19分休憩

午前11時20分再開

○教育長 再開いたします。

それでは、請願第4号に関する願意の実現性、妥当性について、学校教育部長から説明をお願いしたいと思います。

○学校教育部長 「まちだの新たな学校づくり推進計画において、子どもの意見表明の実施を求める請願に関する請願」の願意の実現性、妥当性について申し上げます。

子どもの意見表明については、これまでも学校名、校歌・校章に加え、学校の中や校庭にあったらうれしいものなど、新たな学校づくりの過程において、子どもたちに学校を統合することや学校が新しくなることを伝えた上で、さまざまな声を聞きながら新たな学校づくりを進めてまいりました。これは2021年5月に策定した新たな学校づくり推進計画の策定段階において、限られた財源の中で、2040年度までを想定して、学校の統合を含めた意見を子どもが回答していくことは難しいといった議論があった結果、計画の策定段階ではなく、新しい学校はどのような学校がいいか、校歌・校章などについて、子どもの意見を聞くこととしたことによるものでございます。

子どもの意見表明の実施については、内閣官房こども家庭庁設立準備室からの通知によると、具体的なテーマや手法、頻度などについては、各地方自治体において、個々の施策の目的等に応じて、子どもたちの声や反応を踏まえつつ、取り組みを進めることと示されております。また、こども家庭庁が策定した子ども・若者の意見の政策反映に向けたガイドラインにおいても、子どもの意見表明を企画する際には、政策の目的や内容に照らして意見を聞く対象の子ども・若者を検討する。政策の策定、実施、評価のどの段階から、どの程度子ども・若者がかかわるかを検討するとされております。これらのことから、子どもの意見表明の範囲や方法は各自治体で決定するものでございます。

そうした中で、2024年第1回町田市議会定例会において、まちだの新たな学校づくり推進計画において、子どもの意見表明の実施を求める請願が採択されました。採択を受け、新たな学校づくりを進めている第1期の9校、本町田東小、本町田小、町田三小、南二小、南成瀬小、鶴川二小、鶴川三小、鶴川四小、南一小におきまして、これまでの取り組みに加え、さらに子どもたちに新たな学校づくり推進計画を策定するに至った背景及び目的等を説明する機会を設けてまいります。このことにより、子どもたちがこれからの町田の学校について考えるきっかけや、どのような学校になったらよいかなどの意見をこれまで以上に表明できる機会を創出いたします。

具体的には、これまでも各学校において、子どもたちに、学校を統合することや学校が新しくなることを伝えた上で、さまざまな声を聞きながら新たな学校づくりを進めてきた経緯がありますが、改めて2学期中、今学期中に、全校集会等の機会を捉えて、学校長から児童に、個々の学校の実情に合わせながら、町田市全体の計画の話を行います。学年によっては、学校長からの話だけでは十分に理解し切れないこともあるため、これまでも各学級で担任の教員が補足説明をし、子どもたちから出てきた意見に丁寧に対応したりすることなどでフォローアップをしてまいりましたので、引き続きそれを継続してまいります。

また、来年、2025年2月から3月にかけて、小学3年生の社会科、町田市の移り変わりの学習の一環として、授業の中で、市の職員がゲストティーチャーとなり、新たな学校づくりの説明を行う予定でございます。小学3年生の社会科では、町田市の移り変わりについて学び、これからの町田について、こんな町田市になってほしいを考えます。学習単元に合わせて出張授業を展開することで、子どもたちにとって、より理解を深めやすいと考えております。

出張授業では、学校を取り巻く環境変化や新たな学校づくりについて説明し、これからの町田の学校は、こんな学校になってほしいというテーマで意見交換をすることを想定しております。意見交換では、子どもたちの自由な発想や思いが出てくると考えております。内容によっても、反映や対応の方法が異なりますので、適宜新たな学校づくりの過程に反映していきたいと考えております。来年度以降どのように展開していくかは施行結果を踏まえた上で決定いたします。

このような取り組みを通じて、子どもたちに寄り添い、子どもたちからの意見をしっかりと受けとめ、対話し、フィードバックしていくことが重要だと認識しており、実施してまいります。一方で、こうした子どもたちとのやりとりの全てを公表していくことは考えておりません。

以上のことから、「まちだの新たな学校づくり推進計画において子どもの意見表明の実施を求める請願に関する請願」の願意には沿えないものと考えております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 請願第4号に関する願意の実現性、妥当性についての説明は終わりました。

私、教育長としての意見も、ただいまの学校教育部長の説明のとおりと考えております。本請願につきましては不採択とすることが妥当であると考えております。

それでは、先ほどの意見陳述、あるいは学校教育部長の説明等につきまして、教育委員の皆様からご質問、ご意見などをいただきたいと思います。何かございましたらお願いいたします。

○森山委員 私から1点お伺いしたい点がございます。

児童に校長からお話をするというのは、具体的にどのような内容をお話しするということなのでしょうか。この点を伺いたいと思います。

○新たな学校づくり推進課長 校長先生からの具体的なお話はどのようなことをするのかということでございます。これまでもどのように学校統合の話をしてきたかというのは、各学校で状況が異なりますので、個々の学校の実情に合わせたお話をさせていただく予定でございます。具体的には、建てかえ時期を迎えた学校が多くなっていることから、順番に建てかえていくことですか、建てかえる際には、新しい学びのスタイルにあわせていくこと、また、さまざまな活動ができるように、1学年、3から4学級の学校にしていくといったことをお話しいただく予定でございます。

○後藤委員 私から意見と質問です。

まず、意見からです。私も元学校長でしたから、その経験を通して、学校生活の中で、子どもたちの意見を全て公表するということは、できないことだと思います。当然子どもたちの中には話すことが得意な子ども、また一方、不得手な子どもがいる集団が形成されるわけです。そういう中で自分の意見を述べるということは、学級あるいは学年などの安心した人間関係、信頼関係がある中で成り立つことは言うまでもありません。

しかし、「これは公表するから」という公表を前提にするような話し合いを子どもたちにさせるとなると、多くの子どもが不安を感じたり、プレッシャーで発言をやめてしまう。できなくなってしまうことは多々あります。したがって、公表することを子どもたちのための教育ではなく、大人の都合に陥ってはいけません。それは十分な配慮が必要なことだと思います。

次に、質問です。小学校3年生を対象に出張授業を行うということですが、こういった取り組みを実施していくことは、子どもたちの反応などを可能な範囲で、先ほど私が言ったように子どもたちがそれによってプレッシャーなどを感じないような範囲のものを公開する。そして広く皆さんに知ってもらえることができる。これはできるのではないかと思いますので、今後これを広報活動するという予定はあるのでしょうか。

○新たな学校づくり推進課長 この取り組みの今後の周知についてのお尋ねでございます。これまでも新たな学校づくりの取り組みにつきましては、町田市のホームページですとか、各地区の通信、「まちだの教育」などで広報してまいりました。例えばということで、校歌・校章作成時には、小学校に校歌・校章を作成する大学生にお越しいただいて、児童と交流しながらイメージを集めたというようなことを、各地区の通信にも掲載をさせていただいたところでございます。このように今回の取り組みは、さまざまな媒体を通じて、可能な範囲でしっかりと保護者の方、地域の方にお伝えできるようにお知らせしてまいりたいと考えております。

○教育長 ほかに質問はございませんでしょうか。――よろしいでしょうか。

それでは、願意の妥当性等についてのご意見をいただきたいと思います。

○後藤委員 請願第4号に対して私の意見を述べます。

子どもたちの声についてですが、アンケート調査や意見募集に答えることは、その内容について、子どもたち一人ひとりがそれを理解して、自信を持って発言することが必要となります。つまり、子どもが自分の年齢や経験において理解して、自信を持って発言できる。そういう対象のものの意見をとってあげたり、考えを聞いてあげることになるであろ

うと思います。先ほど学校教育部長が回答したとおり、これまでも新たな学校づくりに関しては、そのことが子どもたちにとって可能である内容に絞って子どもの声を聞いていると思います。子どもが話しやすく、発言しやすく、自信を持ってそれが言える。今後も子どもの声を反映させるべき内容については、このように子どもの対応が可能なことについて取り組んでいき、必要に応じてその中でのものを公表していく予定であると思います。

以上のことから、本請願の願意には沿えないと判断します。

○関根委員 このたびは貴重なご意見をいただきましてありがとうございます。

それでは、今回の請願につきまして私の意見を述べさせていただきます。

先ほど説明の中にもございましたが、新たな学校づくり推進計画の策定段階におきまして、限られた財源の中で、2040年度までを想定して、学校の統合を含めた意見を子どもたちが回答することは、現実的に難しいといった議論があったとありましたが、私自身もそのように思います。

計画の策定段階ではなく、新しい学校はこんな学校だといったとか、こんな町田になってほしいなど、これからの町田の学校について考えるきっかけになるような子どもたちの前向きな発想こそを大事にしていくべきです。もちろん、子どもたちからの意見をたくさん出してもらい、それぞれの意見を尊重することはとても大切なことではございますが、教育的な配慮などからも、全て公表することは難しいと思われます。

教育委員会といたしましても、引き続き個々の学校の実情に合わせながら、子どもたちに向けて、町田市全体の計画やこれからの町田についての説明を重ね、子どもたちの意見を一つ一つ聞き取りながら、今後も新たな学校づくりの過程に反映していただきたいと思います。

よって、学校教育部長の説明や各委員のご意見のとおり、本願意の実現性、妥当性につきましては、願意に沿えないものと考えます。

請願者の方におかれましては、今後とも町田市の子どもたちのためにぜひともお力添えいただければありがたいと存じます。

私からは以上です。

○森山委員 本請願は、新たな学校づくり推進計画において、子どもの意見表明の実施を求めるとしたものです。私も本日の請願者の説明された子どもの意見表明の実施については重要なものと考えています。ただし、本請願につきましては、学校教育部長の願意の実現性、妥当性についての見解に同意をしたいと思います。

したがいまして、本請願につきましては、願意に沿えないものと判断いたしました。

○教育長 そのほかに何かございますでしょうか。――よろしいでしょうか。

各委員についても、本請願の願意については沿えない旨のご意見かと思いますので、皆様、不採択とすることにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは、今回の請願につきましては不採択と決しました。

以上で請願第4号の審議を終了いたします。

休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時35分再開

○教育長 再開いたします。

日程第1、月間活動報告に入ります。

前回の教育委員会定例会以降の活動につきましては、まず、私から報告をさせていただくところですが、学校も夏季休業中に入っていたこともあり、私から特段の報告はございません。

お手元の「主な活動状況」をご覧くださいければと思います。

次に、委員の皆様からご報告をお願いいたします。何かございますでしょうか。

○後藤委員 8月21日の教育委員会臨時会で中学校教科用図書採択を実施し、来年度より使用する教科書が決まりました。16種の教科や分野のうち、継続した出版社のものが13種、新たな出版社のものが3種となりましたが、いずれも町田市の中学生にとって適切な教科書が選定されたと思います。今後、教員が現行の教科書による指導を充実させながらも、早い時期から新しい教科書についても研究できるような対応が必要であると思います。

次に、9月13日に成瀬市民センターで中P連の地域P連交流会に参加しました。各校の役員からPTAの必要性、くじ引きを使った役員決め、非会員からの賛助金の徴収などの実情を聞き、PTA運営が年々本当に困難になっているように感じました。この状況を見ると、教育委員会としての現状のかかわりのままでよいのかということを考えるに至りました。何か新たな支援も必要ではないかと思っております。コミュニティスクールの現状からも、PTAの役割は非常に重要になってきております。事務局でもこの課題の検討

を今後進めていただければと考えております。

私からは以上です。

○関根委員 私からは2点ご報告させていただきます。

1つ目は、新学期が始まった小・中学校の様子についてです。

まず、ある小学校では、夏休みの自由研究作品が廊下にたくさん並べられ、休み時間には各学年の子どもたちが一つ一つ見入って、歓声を上げていました。2学期最初の健康診断も始まり、保健室に向かうクラスの子どもたちも多数見かけました。

夏休みの疲れを見せることなく、休み時間には、外で元気に遊び、授業では各学年ともしっかり集中し、新しく習う単元に目を輝かせながら、興味を持って取り組む様子が印象的でした。

また、教科にもよりますが、授業の後半には Chromebook を使って Qubena の問題でおさらいするという形が定着しており、積極的に Qubena を活用している場面も見られました。

保健室の養護の先生にお聞きすると、今、小学校では、手足口病やマイコプラズマ肺炎などの疾患でお休みする子どもが増えているということでした。

ある中学校では、夏休み中の調べ学習を、Chromebook を使ってプレゼン発表したり、近隣の小学6年生を迎える部活動体験イベントや、生徒会選挙、立会演説会などもありました。

また、9月末に中間テストがあるため、2学期の最初は、通常の授業の進みが少し速いのですが、落ちついて集中して勉強に取り組んでいる様子がうかがえました。

各部活動については、いまだに続く連日の猛暑で、屋外のスポーツは中止になる日もありますが、みんな楽しそうに活動しています。小学校の子どもたちも、中学校の生徒たちも、元気に2学期のスタートを切っています。

9月13日には北西ブロック中学校PTA連合会地域交流会が鶴川市民センターで行われ、お伺いさせていただきました。今回は「今までのPTAをこれからのPTAにつなげる私たちの本音～工夫や苦労の活動の状況～」をテーマに掲げて、各グループに分かれてディスカッションを行いました。各学校の地域学校協働活動において、学校とVCとPTAがしっかりつながって活動すべきであるとか、給食の導入について気になることや、各地域の青少年健全育成の活動へのPTAのかかわり方、Chromebookの修理について、ネット環境の改善について、またPTAの運営の仕方がうまくいっている学校の例を挙げた

り、日ごろ皆さんが気になっていること、困っていることなど、たくさんのご意見が出ました。ほかにも将来の学校統合を見据えた話し合いも見られ、今からしっかり意識をして考えてくださっていることを大変ありがたく思います。

今現在、一生懸命子育てをしながら、学校のために頑張っている皆さんそれぞれがPTAのことを真剣に考えてくださっていて、とてもうれしく、胸が熱くなりました。

その後、私がPTAを経験してきて今思うPTAのあり方について、お話しさせていただきました。

そして最後に1つ、私からPTAの皆さんにお願いしたことがございます。これから2027年度の薬師中と金井中の統合を皮切りに、各地域の統廃合が始まります。もともと違う地域で根づいてきた学校同士が、統合される際には、さまざまな難しい問題が生じてまいります。そこで、PTAの皆さんのようなその地域の歴史や文化や人をよく知っていて、子どもたちのことを深く理解している方々が、それぞれの地域で、統廃合に向けて、子どもたちにプラスになるようなアドバイスをしてほしいということです。そして町田で子育てをしてきた私たちみんなで、今度は未来の子どもたちが安心して学校へ通えるように、皆さんにご協力いただけるようお願いをして、会場を後にしました。

私からは以上です。

○教育長 ほかはよろしいでしょうか。

また、そのほかに、事務局も含めて報告はございますでしょうか。

○学校教育部長 私から2024年第3回町田市議会定例会の学校教育部所管分についてご報告させていただきます。

第3回定例会は8月27日に学校教育部関連の即決の議案といたしまして、児童・生徒用タブレット端末購入、学校用ノート型パソコン購入及び令和6年度（2024年度）町田市一般会計補正予算（第2号）を提案いたしました。それぞれ無通告の質疑を受けまして、その後、補正予算に関しましては常任委員会で審議されまして、3件とも本会議で可決されました。その後に、その他の議案の提案理由説明がありました。

8月30日から9月5日までの5日間に一般質問、6日に質疑が行われました。その後12日、13日で文教社会常任委員会が行われました。

まず初めに、一般質問では、学校教育部に対しまして、13人の議員さんから質問がありました。その内容として、表題だけになりますが、「非核平和都市宣言をしている町田市の取り組みを問う」、「新たな学校づくりにおける地域の活動拠点づくりについて」、「学

びの充実のために」、「教員を支える人的支援について」、「義務教育における不登校児童、生徒の居場所づくり・教育保障について問う」、「学校風土の把握と改善で、不登校やいじめ等の諸課題へアプローチを！」、「学校と学童における防犯対策の徹底を！」、「いじめ重大事態発生時の、学校やいじめ問題対策委員会における対応及び調査のより良い進め方について」、「子どもの学びの多様化について（その２）」、「町田市の人権教育－北朝鮮による拉致問題について」、「学校給食の無償化について」、「『小１の壁』の対策について（その２）」、「中学校給食センターでの市内産農産物の使用について」、「新たな学校づくりについて」、「中学校給食について」、「全国学力テストの結果について」、「『新たな学校づくり推進計画』の見直しについて」、「町田三中・山崎中統合新設中学校候補地の変更について問う」、以上が一般質問です。

続きまして、質疑におきましては、今回質問はありませんでした。

９月１２日の常任委員会では、請願２件、条例議案１件、契約議案３件、２０２３年度歳入歳出決算認定について審議していただきました。

「本町田地区・南成瀬地区小学校の統廃合計画の『要求水準書』において心身の発達を大切にして校舎面積と同様に『運動場の面積』も『小学校設置基準』（文部科学省令）を充たす努力を求める請願」は採択となりました。

「子どもたちが学校統廃合に臨めるようになるまでＰＦＩ契約の延期を求める請願」は不採択となりました。

町田市中学校給食センター条例、鶴川中学校中規模改修機械設備工事Ⅰ期請負契約、町田第一中学校体育館・プール棟給排水衛生設備改修工事請負契約、（仮称）町田市中学校給食センター整備・運営事業契約の変更契約は可決となりました。

決算認定におきましては、幅広くご質疑をいただき、認定となりました。

行政報告では、「新たな学校づくり推進事業の進捗状況について」と「中学校給食センター整備事業について」を行いました。この後、９月３０日に行われる予定の市議会本会議においてそれぞれ表決される予定となっております。

また、当日、９月３０日に、本町田地区・南成瀬地区小学校整備等ＰＦＩ事業契約の議案を提出し、即決する予定になっております。

学校教育部所管分の議会報告は以上です。

○生涯学習部長 私からは２０２４年第３回町田市議会定例会の生涯学習部所管分についてご報告をいたします。

まず、8月30日から9月5日まで行われた一般質問では、2人の議員から質問がございました。表題は「生涯学習センターの事業について問う」と「市民に身近な公立図書館を求めて」です。

次に、9月6日に行われた質疑では、第79号議案「町田市立図書館条例の一部を改正する条例」と第85号議案「生涯学習センター機械設備改修工事請負契約」についての質疑がありました。

次に、9月12日に行われた文教社会常任委員会では、まず、第79号議案「町田市立図書館条例の一部を改正する条例」と行政報告「鶴川図書館における図書コミュニティ施設に向けた取組状況について」を一括議題として審査していただきました。

質疑の後、第79号議案については賛成多数で可決すべきものとされました。

認定第1号「令和5年度（2023年度）町田市一般会計・特別会計歳入歳出決算認定について」の審査では、課別・事業別行政評価シート及び決算参考資料の記載事項について、各課に対してさまざまな質疑がありました。表決では算数多数で認定すべきものとされました。

なお、第79号議案及び決算認定につきましては、9月30日に開催される本会議においてそれぞれ表決されます。

最後に、「図書館情報システムの更改に伴う町田市立図書館の休館等について」、行政報告をいたしました。

2024年第3回町田市議会定例会の生涯学習部所管分についての報告は以上でございます。

○教育長 両部長の報告にご質問等ございませんか。ーよろしいでしょうか。

それでは、以上で月間活動報告を終了いたします。

日程第2、議案審議事項に入ります。

議案第20号を審議いたします。本件については生涯学習部長からご説明いたします。

○生涯学習部長 では、議案第20号「町田市民文学館条例施行規則の一部を改正する規則について」、ご説明いたします。

本件は、障がい者及びその介助者（以下「障がい者等」と言う。）が観覧料の免除を受ける場合の手続に関する規定を改めるため、改正するものでございます。

資料を1枚おめくりください。

2「改正内容」です。改正内容は、観覧料の免除の対象に、障がい者の介助者を加え、

障がい者等が観覧料の免除を受ける場合の申請及び承認に関する規定を加えます。その他、様式の文言の整理を行います。

3「施行期日」ですが、令和6年10月1日からいたします。

もう一枚資料をおめくりください。改正後と改正前の条文を添付しております。

もう一枚おめくりください。その他、文言の整理を行った改正後の様式と改正前の様式を添付しております。

説明は以上でございます。

○教育長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関しまして何かございますでしょうか。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第20号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することいたします。

次に、議案第21号を審議いたします。本件については生涯学習部長からご説明いたします。

○生涯学習部長 議案第21号「第7期町田市民文学館運営協議会委員の委嘱について」、ご説明をいたします。

本件は、町田市民文学館条例に基づき、第7期町田市民文学館運営協議会委員を委嘱するものでございます。

任期は2026年9月30日までです。

資料を1枚おめくりください。

委員の一覧でございます。選出区分、学識経験者が7名、学校教育関係者が1名、市民が1名の合計9名で、再任、新任の内訳では、再任が5名、新任は4名でございます。

説明は以上でございます。

○教育長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。ただいまの説明に関して何かございましたらお願いいたします。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第21号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議なしと認め、原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第3、報告事項に入ります。

まず、報告事項(1)について、担当者から報告させていただきます。

○新たな学校づくり推進課担当課長 私からは報告事項(1)「新たな学校づくり推進事業の進捗状況について」、ご説明いたします。

資料に基づき、3項目、それぞれご報告します。

まず、1「校歌・校章の制作状況について」でございます。

(1)「本町田ひなた小学校・成瀬小学校」につきましては、両地区の新たな学校づくり基本計画推進協議会での検討、児童と制作者との交流や児童を中心とした話し合いなどを進めてきました。これらを踏まえ、2024年10月に両校の校歌・校章が完成する予定です。また、完成後は校歌・校章完成報告会を実施し、開校前に児童が親しめるよう取り組みます。

(2)「(仮称)鶴川中央小学校」につきましては、今年度から基本計画推進協議会において、(仮称)鶴川中央小学校の校歌・校章の制作方法について検討を始めました。現在は9月末まで新しい小学校の校歌・校章に含めたいものや思いなどについてそれぞれ募集しているところでございます。いただいたアイデア等を踏まえた上で、校歌・校章の制作者と児童が交流を行いながら、2025年度中の校歌・校章の完成に向けて取り組みます。

2ページ目をご覧ください。

次に、2「本町田ひなた小学校・成瀬小学校保護者説明会の開催結果について」でございます。

本町田ひなた小学校と成瀬小学校の2025年4月開校に向け、現在の取り組み状況や統合に伴って必要となる諸手続を説明するとともに、個別の相談事項にお答えすることを目的とした第1回保護者説明会を学校と共催で開催しました。

開催日程や参加者数については、(1)のとおりでございます。また、(2)に記載のとおり、当日上がった主な意見としましては、通学に関連することや、新校舎の整備に関することなどがございました。なお、2025年1月に開催する第2回保護者説明会では、生活時程、時間割や運動会などの行事予定といった新たな学校における学校生活に関する事項を中心に説明する予定でございまして、開催日程はページ下部の(3)に記載のとおり予定してございます。

3 ページ目をご覧ください。

最後に、3「児童への推進計画の説明及び意見表明をする機会について」でございます。

令和6年（2024年）第1回町田市議会定例会において、「まちだの新たな学校づくり推進計画において、子どもの意見表明の実施を求める請願」が採択されました。これを受け、新たな学校づくりを進めている第1期9校において、これまでの取り組みに加えて、さらに子どもたちに計画を策定するに至った背景及び目的等を説明する機会を設けます。

具体的には、まず（1）でございますが、計画を子どもたちに学校や教育委員会から直接説明してほしいとの声があったことから、全校集会等の時期を捉えて、学校長から全児童に対して計画を説明します。

そして、（2）として、新たな学校づくり出張授業を実施します。2024年度は2025年2月から3月にかけて、小学3年生を対象に市職員が出向き、各学校と連携して授業を実施します。学校を取り巻く環境変化や新たな学校づくりについて説明し、これからの町田の学校はこんな学校になってほしいというテーマで意見交換や発表をします。

何が一番いいかを突き詰めるのではなく、いろいろな意見を出し合い、意見交換することを主たる目的とします。これらの取り組みにより、子どもたちがこれからの町田の学校について考えるきっかけや、どのような学校になったらよいか等の意見をこれまで以上に表明できる機会を創出します。また、こうして寄せられた子どもたちからの声は、今後の新たな学校づくりに反映します。

報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして何かご質問などございましたらお願いいたします。——よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（2）について、担当者からご報告いたします。

○学務課長 報告事項（2）「学校統合に伴う周辺地域の通学区域変更時期の見直し等について」でございます。

本件は、学校統合に伴う周辺地域の通学区域変更時期について見直しを行いましたので、ご報告するものです。

1「背景及び目的」についてですが、町田市新たな学校づくり推進計画における適正規模・適正配置の基本的な考え方として、学区統合時の通学区域の見直しをするに当たっては、原則として町区域に基づいて通学区域を区分するとしています。

この考え方にに基づき、新たな学校づくり基本計画を策定した5地区においては、通学区域の統合時や校舎建てかえ時に周辺地域を新設校の通学区域に組み入れることや、逆に統合予定校の通学区域から隣接校の通学区域に変更することを行います。

しかし、新校舎建設に伴う仮校舎通学時に周辺地区の通学区域変更を行うことで、遠距離の仮校舎に通学し、新校舎完成時に自宅からより近い新校舎へ異動することが起こったり、町区域に基づいて通学区域を変更区分することで通学距離が長くなる等、通学負担が増大したり、また通学上の安全が十分確保できない場合があります。こうした課題に対応するため、変更予定の通学区域の個々の状況に応じ、変更時期及び変更内容の見直しを行うものです。

2「学校統合時の周辺地域の通学区域変更内容及び変更時期について」です。今後、通学区域の変更に関しては、以下の2つの原則に基づき行うこととします。

1点目は、町区域に基づく通学区域の見直しは、通学距離が著しく長くなる場合や通学路の安全確保が難しい場合は行わないこと。2点目は、通学区域の変更を行う時期については、仮校舎への通学時期を勘案し、変更地域に居住する児童・生徒の通学負担を最も軽減できる時期に行うことといたします。この原則に基づき、新たな学校づくり基本計画が策定されている5地区の周辺地域の通学区域の変更について以下の見直しを行います。

初めに、(1)「本町田地区」についてです。現在、藤の台小学校の通学区域の藤の台2丁目及び金井小学校の通学区域である藤の台2丁目及び本町田については、本町田ひなた小学校の仮校舎開校時の2025年度に本町田ひなた小学校の通学区域となる予定となっていますが、本地域は、新校舎建設予定地に隣接していることに加え、仮校舎への通学路の安全確保に課題があるため、本地域については、新校舎完成時の2028年度に通学区域変更を行うことといたします。

2ページ中段②です。また、2028年度の町田第三小学校の統合時に、町田第一小学校と町田第六小学校の一部を本町田ひなた小学校の通学区域にする予定となっていますが、通学負担に鑑み、本変更は行わないことといたします。

次に、3ページの(2)「南成瀬地区」についてですが、こちらについても本町田地区と同様に、2025年度の南成瀬小学校に位置する仮校舎開校時ではなく、2028年度の現南第二小学校に位置する新校舎開校時に変更を行うことが通学負担の軽減につながるため、そのように変更いたします。

3ページ下段の(3)「鶴川東地区」についてです。現計画では、現三輪小学校の能ヶ

谷3丁目を鶴川東地区統合新設小学校の通学区域とする予定となっていますが、本地域から通学するには踏切を横断する必要があることから、通学区域の変更を行わず、三輪小学校の通学区域のままとします。

最後に、4ページ中段の「保護者への周知等」についてですが、対象地域の2025年度の新入学生に対しては、変更について早急に通知するとともに、就学校についての意向確認を早急に行いたいと考えております。また、本変更についてさまざまな手段で今後周知を図ってまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○**教育長** ただいまの報告につきまして何かございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項(3)について、担当者からご報告いたします。

○**保健給食課長** 報告事項(3)「中学校給食センター整備事業について」、ご報告いたします。

町田市では成長期の中学生全員にできる限り早期に温かい給食を提供するため、給食センター方式による全員給食実施に向けた取り組みを進めております。堺エリアでは、9月3日に、ゆくのき学園の給食室から配送する形で全員給食を開始いたしました。

また、現在建設中であります3つのエリアの中学校給食センター整備工事の進捗をご報告いたします。資料をご覧ください。

まず、「町田忠生小山エリア」でございます。旧忠生第六小学校の西側にて工事を進めております。2024年9月2日時点で内装の壁を貼ったり、床をつくる工事を行っております。2025年1月に工事完了予定です。8月10日には、木曽山崎コミュニティセンターで市民交流エリアの活用策を話し合うワークショップを事業者と共催いたしまして、さまざまな活用のアイデアが集まっております。

資料2ページ目をご覧ください。

続きまして、「鶴川エリア」でございます。金井スポーツ広場の北側にて工事を進めております。2024年9月2日時点で外装が完了し、足場の解体をこれから行うとともに、今後は内装工事に入ります。2024年11月に工事完了予定です。2024年5月から鶴川エリアの中学校の生徒を対象に、給食や食に関するアート作品を募集し、2024年7月から工事現場の仮囲いに展示してございます。

続いて、(3)「南エリア」でございます。こちらは東光寺公園及び調整池にて工事を進めております。2024 年 9 月 2 日時点で基礎となる鉄筋工事が終わったので、コンクリートを流し込んで固められるように型枠を設置しております。2025 年 6 月に工事完了予定でしたが、天候不順等で工期自体が 1 カ月延びております。しかし、検査期間、開業準備期間を短縮することで、開業時期の変更がないように調整をしております。南エリアにつきましても今後ワークショップの開催を予定しております。

3 ページ目をご覧ください。

「堺エリア」でございます。冒頭も少しお話しいたしましたが、2024 年 7 月 13 日からゆくのき学園給食室の改修工事に着手し、厨房機器の増設などの整備を行いました。8 月 26 日から給食室にて給食提供準備を行い、9 月 3 日から給食提供を開始しております。

最後、4 ページに「事業スケジュール」をそれぞれ記載しております。後ほどお目通しください。

説明は以上になります。

○教育長 ただいまの報告につきまして何かございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項(4)について、担当者からご報告いたします。

○生涯学習センター長 報告事項(4)「『町田市生涯学習推進計画 2019-2023』に係る 2023 年度事業実績の報告について」、ご説明いたします。

本計画でございますが、町田市教育プラン 2019-2023 を具現化するためのアクションプランとして策定したもので、2023 年度の実績がまとまりましたので、ご報告するものでございます。

資料の 1 枚目、1「取組項目」ですが、39 件の取組を定めており、そのうち 15 件は教育プランに掲げる重点事業となっております。

「評価方法」ですが、各取組に対しまして、表にあるとおり、A から E の 5 段階で評価しております。

1 枚おめくりください。

「意見聴取」ですが、実績報告に当たりまして、生涯学習審議会を初めとする関係附属機関等から意見を伺い、まとめております。

「市民への公表」は、町田市ホームページに掲載いたします。

もう一枚おめくりください。これ以降は実績報告書の内容になります。

報告書の4ページをご覧ください。39項目の取組の一覧を掲載しております。

5ページ以降に個々の取組を記載しております。

上段には本計画策定時の事業概要、活動指標、工程表、年度目標を記載しております。

下段には2023年度の事業実績としまして、39項目、53の指標に対して評価しております。また、取組状況、課題、今後の取組の方向性を記載しております。

それぞれの評価をあわせてご説明いたします。2023年度は、53件の指標のうち、A評価の「計画以上に目標を達成した」が16件、B評価の「目標を達成した」が19件、C評価の「おおむね目標を達成した」が11件で、C以上の評価が8割を超える結果となりました。

44ページ以降につきましては、計画の最終年度ということで、5年間の達成状況と総括を記載しております。これまでの振り返りと今後の取組について記載しました。

なお、教育プランに掲げる重点事業となっている項目の評価につきましては、整合性を図り、同様の内容になっております。今後は生涯学習推進計画を統合して策定した教育プラン24-28におきまして引き続き各事業に取り組んでまいります。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして何かございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項(5)について、担当者からご報告いたします。

○図書館長 それでは、報告事項(5)「鶴川図書館における図書コミュニティ施設に向けた取組状況について」、ご説明いたします。

資料をご覧ください。

鶴川図書館におきましては、2025年度に図書コミュニティ施設に転換することとして取り組みを進めております。このたびは図書コミュニティ施設への転換に向けたスケジュール及び施設概要などについて報告をいたします。

まず、1「図書コミュニティ施設への転換に向けたスケジュールについて」。

スケジュールの表をご覧ください。2025年2月28日まで、鶴川図書館は通常どおり開館をいたします。3月に入りましてシステム更改によるサービスの休止、3月31日をもって閉館という形になります。

同じく、つるかわ図書コミュニティ施設に関しましては、開館の準備を進めておりまして、3月25日にコンピューターシステムの新しいものが導入できますので、このときから予約本の受け渡しサービスを実施いたしまして、5月から運用を開始する予定でございます。

次に、2「図書コミュニティ施設概要」をご覧ください。

施設の名称は「つるかわ図書コミュニティ施設」。愛称につきまして、下にございます5案が出ておりまして、この中から選定し、後で申し述べます10月のイベントの中で発表する予定になっております。

所在地につきましては、現在の鶴川図書館と同じ場所でございます。

開始時間及び休館日につきましても、現在の鶴川図書館と同程度のものを想定しております。

主な事業・提供サービスに関しましては、まず、団体が所有している本や雑誌の貸し出しと閲覧、市立図書館の予約本の受け渡しサービス、絵本の読み聞かせや工作などの館内イベントや、コミュニティスペースを使った実習等、それからフリーのWi-Fiを入れること、それから鶴川の地域の団体さん等と連携したいろいろな事業を行っていく予定です。

なお、団体が所蔵する蔵書の規模は約1万5,000冊を想定してございます。

資料をおめくりください。

図書コミュニティ施設に対する教育委員会・図書館の運営支援についてでございます。運営団体である一般社団法人つるかわ図書コミュニティ施設運営協議会と市で2025年3月に協定を締結し、以下の支援を行う予定でございます。

1つは、図書コミュニティ施設の運営費を補助すること、1つは、建物につきましては、市がURから賃借をいたしまして、こちらを使っていただくこと、最後に、今現在鶴川図書館で使用している備品とか蔵書、雑誌のうち、運営に必要なものを無償で譲渡する予定でございます。

最後に、4「地域との連携イベントの実施」でございます。図書コミュニティ施設のPRや地域との連携と協働を深めるため、イベントを実施いたします。資料にございますように、「ともに知ろう！鶴川図書館の歴史、これからの防災」というイベント名にいたしまして、開催日時は2024年10月5日です。ちょうど鶴川団地の秋祭りをやっているときでございまして、それとあわせてイベントをやらせていただこうと考えております。開催場所は鶴川図書館のコミュニティスペース。開催内容はここに出ているとおりですが、先

ほど申し上げましたとおり、つるかわ図書コミュニティ施設の愛称をここで発表する予定となっております。

報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして何かございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（６）について、担当者からご報告いたします。

○図書館長 それでは、報告事項（６）「図書館情報システムの更改に伴う町田市立図書館の休館等について」、ご報告をいたします。

資料をご覧ください。

町田市立図書館では図書館情報システムの更改に伴いまして、システム機器の入れ替え、ホームページのリニューアルを実施するため、移動図書館を含む図書館全館を臨時休館し、図書館のホームページ、電子書籍サービスも休止いたします。

また、堺市民センターの改修工事に伴い、堺図書館の臨時休館、また先ほど申し述べました鶴川図書館の閉館につきましても、あわせてご報告をいたします。

まず、１、休館等スケジュールの予定表をご覧ください。２月 28 日（金）まで図書館は通常どおり開館をいたします。３月に入りまして、３月 1 日から３月 24 日の間、休館をいたします。この間、システムの更改を行う予定ですが、本を返却するポストは使える形にしておきます。そしてこの間、下の２番目の矢印でございますが、図書館のホームページと電子書籍サービスも休止をする予定です。

また、３月 11 日から３月 24 日の休館期間中に、中央図書館とさるびあ図書館では、読書室といって、本を読んだり、勉強できるスペースがあるのですが、工事の作業エリアをうまく外すような形を整えておりまして、ここは皆さんが利用できるような形にしようと考えております。そして３月 25 日（火）から新しい図書館システムでの運用を開始いたします。

次の段ですが、市民文学館に関しましては、図書館の仕事もしておりますので、図書館と全く同じように、３月 1 日から 24 日までは休館でございます。ただ、文学館のほかの機能、例えば展覧会とか、お部屋の貸し出しのようなことは通常どおり行う予定でございます。

次の段の表でございます。堺図書館に関しましては、堺市民センターという、今、堺図

書館が入っている建物そのものの改修工事が入りますので、この間休館となります。期間は現在の予定では2月10日から6月30日という形でやや長期間になります。ただ、図書館システムが動き出した3月25日からは、図書館システムを使って、場所を借りまして、予約本の受け取りのサービスは実施しようと考えているところでございます。また、こちらは移動図書館の基地でもございますが、移動図書館の発着の場所は工事の場所と非常に関連するので、工事の計画が進捗次第、またご報告する形になります。

また、鶴川図書館とつるかわ図書コミュニティ施設に関しましては、先ほど報告をしたとおりでございます。

皆様への周知につきましては、2「周知方法」をご覧ください。9月15日から休館についての情報をホームページ、SNS、館内の掲示で周知してございます。また、休館が始まる前の1月1日に、休館することを「広報まちだ」に掲載いたしまして、2025年4月1日、休館を終えて開館してから、開館したと新たな機能のご案内をいたします。

なお、システム更改した後の主な新たな機能でございますが、まずはマイナンバーカードを使いましてオンラインによる利用登録。オンラインデータの図書館の利用登録ができるようになること、また、スマートフォンでも、図書館の利用券として使えるような形がとれること、また、AIを利用した図書の検索の機能などを予定してございます。

報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして何かございますでしょうか。――よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項（7）について、担当者からご報告いたします。

○図書館長 それでは、報告事項（7）「第五次町田市子ども読書活動推進計画（案）の市民意見募集について」、ご報告をいたします。

資料をご覧ください。

第五次町田市子ども読書活動推進計画の策定に当たりまして、市民の方に計画案を公表してご意見をいただくことで、市民の意向を反映した計画づくりを進めます。こちらは5カ年計画になります。

実施の期間は9月18日から10月17日までです。周知の方法は「広報まちだ」、あと、図書館のホームページで、9月15日時点で既に周知しております。

配布の資料についてです。資料に添付させていただきました意見募集のお知らせ、案の

概要、そして意見の記入用紙を配布いたします。

配布の場所についてです。まず、図書館ホームページにダウンロードが可能なように掲載すること、また、資料に出ています各機関に布置いたします。

回収の方法につきましては、意見記入用紙に記入していただき、ファクスとか、Eメールとか、郵送という形で、こちらに意見をいただく予定となっております。

結果の公表は、今年の 12 月中旬を予定してございます。こちらホームページに公表する予定でございます。あと、先ほどの配布の場所等にも置かせていただく形を考えております。

図書館からの報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして何かございますでしょうか。——よろしいでしょうか。

以上で質疑を終了いたします。

予定された本日の公開での議題は以上でございますが、そのほかに委員の皆様あるいは事務局から何かございましたらお願いいたします。——よろしいでしょうか。

休憩いたします。

午後 0 時 15 分休憩

午後 0 時 16 分再開

○教育長 再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

○教育長 以上で町田市教育委員会第 6 回定例会を閉会いたします。

午後 0 時 18 分閉会